

第 21 回 インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題
(10 月 27 日版)

1. ネゴラント国は人口約 5,000 万人の先進国である。1 人当たり GDP は約 4 万米ドルであり、科学技術が発展している。文化面では、西欧とは異なる独自の伝統文化を有しており、近年は観光立国にも力を入れてきた。近年は、日本の影響を受けた漫画、アニメ、ゲームを始めとするポップカルチャーが盛んになっており、国際的にも注目されている。
2. アービトリア国は人口約 1 億人の先進国である。1 人当たり GDP は約 5 万米ドルであり、世界経済において中心的な役割を果たしている国の 1 つである。映画やアニメーションでは世界的なヒット作品を数多く生み出しており、特に、アビウッドと呼ばれる地域は映画、アニメーション、エンターテインメント産業の中心地として知られている。ネゴラント国、アービトリア国はいずれも外国仲裁判断の承認執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締約国である。両国の関係は良好であり、経済でも緊密な関係にある。
3. ネゴラント国には、映画、アニメーションの製作・配給・興行を一手に手掛けている大手企業が 2 社存在する。そのうちの一社は、レッド社である。レッド社は、映画やアニメーションの製作・配給・興行に加え、映画やアニメーションのキャラクターをデザインしたり、それらの世界観をデザインしたりした玩具、フィギア、衣料品等の製造・販売を行っている。レッド社は、子ども向け、ファミリー向け、大人向けと幅広い映画やアニメーションを製作している。レッド社の映画やアニメーションの多くはネゴラント国内の映画館やテレビで放映されているが幾つか欧米やアジアでも配給されているものもある。特に、レッド社のアニメーション作品は、子どものみならず大人でも楽しめるストーリーと、美しい画像で、国際的にも高い評価を得ている。
レッド社の概要は別添 1 のとおりである。
4. ネゴラント国における大手企業のもう一社は、オレンジ社である。オレンジ社は、レッド社と同規模であり、映画やアニメーションの製作・配給・興行においても、レッド社と同等の実績を上げ、評価を受けている。但し、オレンジ社は映画やアニメーションの製作・配給・興行に専念しており、レッド社のような玩具、フィギア、衣料品等の販売は行っておらず、また、アニメーションも専ら子ども向けの作品を製作している点でレッド社と異なる。
5. また、ネゴラント国には、国際的にも評価が高いアニメーション制作会社として、イエロー社がある。イエロー社は、これまで 15 本のアニメーション映画を制作してきているが、イエロー社のアニメーション映画は欧米やアジアでも配給され、また、何度も海外の

映画祭での受賞実績があり、国際的に定評がある。

6. ブルー社は、アービトリア国 の映画やアニメーションの製作、テーマ・パーク運営、映像コンテンツのネット配信を行っている世界的に著名な企業である。ブルー社は子ども向け、ファミリー向け、大人向けと幅広い映画を製作しており、ブルー社の映画は世界各国で親しまれている。アービトリア国では、アニメーションは子ども向けのものと認識されている。ブルー社が製作するアニメーションも専ら子ども向けのものであり、コンピュータ・グラフィクス技術を活かした3D アニメーション作品で知られている。ブルー社は、ブルー社の映画作品の世界観を反映したテーマ・パークであるブルー・ランドをアービトリア国で運営している。ブルー・ランドは、ブルー社の映画作品をモチーフとした様々なアトラクション、ホテル、商業施設が一体となった施設で、アービトリア国のみならず、世界各国から年間 2,000 万人以上が来場している。集客力や収益力は米国や日本のディズニー・ランドに匹敵すると考えられている。また、ブルー社は、映画やアニメーションをインターネットで配信するサイトであるブルー・ネットを運営している。ブルー・ネットでは、ブルー社の映画やアニメーションのみならず、他社の映画やアニメーションの配信も行っており、世界各国に約 5,000 万人の視聴者がおり、ネゴランドでも視聴可能である。ブルー・ネットは会員制であり会費を払った会員のみが視聴できる。ブルー社の概要は別添2のとおりである。

7. 2014 年秋、レッド社が 2013 年に製作した 1 話 30 分・24 話完結のアニメーションである「二つのゴール」がアービトリア国でも放映された。「二つのゴール」は、スポーツに打ち込む若者たちの物語で、ネゴランド国 のパープル・テレビで放映されて大ヒットとなった。ネゴランド国での大ヒットを受けて、この「二つのゴール」をアービトリア国 のグリーン・テレビがアービトリア国で放映した。放映されたのは夜遅い時間帯であったが、若者の大きな支持を受けてヒットした。

8. この「二つのゴール」の放映を見たブルー社の社長が、子供向けだけではなく、若者向けや大人向けのアニメーションというこれまでブルー社にはなかったジャンルはアービトリア国においても今後大いに可能性があると考えて社内に検討を指示した。社内での検討の結果、ブルー社は若者向けや大人向けの良質のアニメーションに取り組むこととし、レッド社と共同でアニメーション映画を製作することを企画した。そこで、2015 年 9 月、ブルー社のネット配信事業部長がネゴランド国 のレッド社の本社を訪れ、レッド社に対して、両社で世界市場を視野に入れたアニメーション映画を共同製作することについて、意向があるかどうかを打診した。

9. レッド社は、これまで海外の事業者と共同でアニメーション（映画であるかテレビ番組

であるかを問わない）を製作したことはなかったが、世界的に著名なブルー社からの誘いであり（これ以前に、レッド社とブルー社との間には取引関係はなかった）、同社のアニメーション事業の新しい可能性を探るために何らかの挑戦をしたいと考えていたことから、具体的な交渉をスタートすることに同意した。

10. レッド社とブルー社は 2015 年 10 月から交渉を開始した。交渉の結果、共同製作するアニメーション映画は、ネゴランドの漫画家であるミンナ・フレンズが書いた「デザイナー・ゼロ」と題する大ヒット漫画を原作とすることとなった。「デザイナー・ゼロ」は、人を幸せにする世界一の服飾デザイナーを目指す主人公が、世界の各地を旅しながら、そこに住む人々の様々な悩みに接し、自分がデザインした服を通じてそうした人々の悩みの解決や幸せに役立とうと努力する物語である。世界の様々な人々との厳しいながらも温かい触れ合いや、色々な人と交流しながら、常に前向きに困難に立ち向かおうとする主人公の姿勢が共感をもって受け止められている。また、作品中で主人公がデザインする服は専門の服飾デザイナーが監修しており、評判になっている。自分で同じ服を作っている視聴者も少なくない。「デザイナー・ゼロ」の連載は 2014 年から月刊誌上で開始し、現在も継続中である。「デザイナー・ゼロ」については、既にレッド社が、2015 年春に 30 分 × 12 回のアニメーション番組を製作し、ネゴランド国の人気テレビで放映された。このアニメーション番組はネゴランド国で大変好評で、何度も再放送された。このため、レッド社としても続編を検討するとともに、海外への発信についても検討を開始したところであった。アニメーション番組の実績もあり、また、ストーリーも魅力的であることから、レッド社からこの「デザイナー・ゼロ」のアニメーション映画を共同で製作することを提案し、ブルー社もこれに同意した。

11. レッド社とブルー社が「デザイナー・ゼロ」の映画化を目指すという基本的な方向性で一致したため、かねてからやりとりのあったレッド社の担当者がミンナ・フレンズにブルー社との共同製作による「デザイナー・ゼロ」の映画化を打診した。ミンナ・フレンズは、「ぜひ挑戦してみたい」とのことであり、レッド社はそれをブルー社に伝えた。

12. その後、レッド社とブルー社はさらに交渉を重ね、2016 年 1 月 15 日に実施した会議でレッド社とブルー社との共同でのアニメーション映画の製作についての基本的な合意に至った。この会議の内容について、レッド社とブルー社との間でやりとりされたメールは別添 3 のとおりである。この会議を踏まえて、2016 年 2 月 10 日、レッド社とブルー社との間で別添 4 の契約が締結された。また、別添 4 の契約を踏まえて、レッド社がミンナ・フレンズを訪問し、ミンナ・フレンズとの間で別添 5 の原作使用契約書を締結した。

13. 2016 年 3 月、レッド社とブルー社は「デザイナー・ゼロー友情」の映画の製作を開始

した。監督はレッド社で最も優れた監督といわれているヒロミ・オータが担当した。脚本、作画はレッド社が主に担当し、脚本や作画の途中でブルー社の意見を聞くプロセスが取られたが、ブルー社から特段の意見は述べられなかった。2018年8月、「デザイナー・ゼロ－友情」がネゴランド、アービトリア、日本、アメリカ等10カ国で同時公開された。ネゴランド国の配給・興行はレッド社が、アービトリア国を含むそれ以外の国の配給・興行はブルー社が担当した。「デザイナー・ゼロ－友情」は大ヒットし、全世界合計で9億5000万米ドルの興行収入をあげた。

14. この「デザイナー・ゼロ－友情」の大成功を受け、2019年1月、レッド社とブルー社は今後の対応について協議した。レッド社が「デザイナー・ゼロ」の続編を作ることを提案したところ、ブルー社は、自分たちも続編の製作を提案しようと考えていたと応えた。また、ブルー社からは、「デザイナー・ゼロ－友情」をブルー・ネットで配信すること、ブルー・ランドに「デザイナー・ゼロ」をモチーフとするアトラクションを作ることが提案された。レッド社は、これに同意した。この打合せに関するレッド社とブルー社との間のメールのやりとりは別添6のとおりである。

15. 2019年3月、レッド社とブルー社は、続編である「デザイナー・ゼロ－新たなる挑戦」の製作について別添7の契約を締結した。また、「デザイナー・ゼロ－友情」のブルー・ネットでの配信及びブルー・ランドにおけるアトラクションの設置について、別添8の契約を締結した。また、レッド社は、「デザイナー・ゼロ－新たなる挑戦」に係る原作の使用許諾、「デザイナー・ゼロ－友情」のブルー・ネットでの配信、及び、ブルー・ランドにおけるアトラクションの設置について、ミンナ・フレンズとの間で別添9の契約書を結んだ。

16. 今回も、監督は引き続きヒロミ・オータが担当し、脚本、作画は主にレッド社が主に担当し、脚本や作画の途中でブルー社の意見を聞くプロセスが取られた。今回は、ブルー社からレッド社に対して、脚本・作画に1つの要請がなされた。それは、第2作になって初めて登場する主人公の親友の描写についてである。この要請に関するレッド社とブルー社とのやりとりは別添10のとおりである。

17. 2019年5月から「デザイナー・ゼロ－友情」の映画のブルー・ネットでの配信が開始された。ブルー・ネットのビジネス・モデルでは、ブルー・ネットの利用者が「デザイナー・ゼロ－友情」を1回視聴するごとにブルー社に2米ドルの収益が発生することとなっていた。2019年5月以降の「デザイナー・ゼロ－友情」の視聴数は別添11のとおりである。

18. ブルー・ランドでの新アトラクションの設置も順調に進み、2021年9月1日にオープンすることで準備が進められた。その過程で、ブルー・ランドでのアトラクション設置に合わせて、レッド社で「デザイナー・ゼロ」に出てくる衣装やそれらをモチーフにした衣装を実際に製作してブルー・ランド内で販売してはどうか、という案がブルー社から出された。レッド社には、既に「デザイナー・ゼロ」のアニメ番組を公開した頃から、そのような声が寄せられており、また、「デザイナー・ゼロ-友情」の公開後はさらにそのような声が高まっていた。そこで、レッド社もこれに同意した。また、シンナ・フレンズもそれに同意した。ネゴランド国とアービトリア国では、ワクチン接種が進んだこと等もあって、2021年になると新型コロナウィルス感染症の状況が落ち着きをみせ、人々の社会活動が再開するようになってきた。レッド社もブルー社も、2021年9月にオープン予定のブルー・ランドでの新アトラクションに間に合わせるように衣装の製作に取り組むことで合意した。そこで、レッド社とブルー社は、2021年1月5日、別添12の契約を締結した。そして、1月7日、別添12の契約に基づき、ブルー社はレッド社にPurchase Orderを送付した。Purchase Orderには納期は2021年8月20日である旨が記載されていた。レッド社はPurchase Orderの内容を承諾した。

19. レッド社では、従来、自社で製造・販売する衣料については、発展途上国であるメディトリア国のホワイト社に製造を委託してきた。メディトリア国はネゴランド国に比べると人件費が安いが、ホワイト社は丁寧な仕事ぶりであり、ホワイト社が製造する衣料品については、購入者からも好評であった。しかし、2021年1月、ちょうど、レッド社がブルー・ランドに納品する衣装の製造をホワイト社に委託しようとしたところ、メディトリア国における新型コロナウィルスの感染拡大を受けて、メディトリア国政府が長期にわたるロックダウン措置を行ったり、感染者や濃厚接触者が増えたことで必要な人員を確保できなくなったりしたことから、ホワイト社はこの委託は受けられないと返答してきた。

20. こうしたホワイト社からの返答を受けて、レッド社は、過去に取引があった他の業者にコンタクトしたが、いずれも新型コロナウィルスの影響のため、レッド社が希望するような急な大口の注文は受けられないと回答した。そこで、レッド社はブルー社に対して、ホワイト社に頼めなくなったので2021年9月のアトラクションのスタートに間に合うように衣料を納品できるか、不安が生じている旨を伝えた。すると、ブルー社は、自分たちでも頼める先がないかを探してみると、数日後、発展途上国であるネゴアブ国の大手衣装会社が引き受けてくれるといつて連絡した。この点に関するレッド社とブルー社の間のやりとりは、別添13のとおりである。

21. 2021年1月25日、レッド社はブラック社を訪問し、社長や工場長と面談した。また、同社の工場や製品を実際に見せてもらったところ、工場の設備も、製品もホワイト社と遜

色ないものであった。さらに、労働者の人権に関して問題を生じていることはないか、と社長や労働者にも聞いたが、特に問題があるという発言はなかった。そこで、レッド社はブラック社に対して製品の製造を委託し、ブルー社にもその旨を伝えた。ブラック社は指定された製品を製造し、2021年9月1日のブルー・ランドにおける「デザイナー・ゼロ」のアトラクションのオープンに間に合うよう、2021年8月20日に製品を納品した。

22. 「デザイナー・ゼロ」のアトラクションは、大人気となった。ブラック社が納品した衣料の売れ行きも好調で、2021年9月のブルー・ランドにおける売上げは50万米ドルであった。なお、レッド社はこの衣料をネゴランド内でレッド社が経営する劇場の幾つかでも販売した。「デザイナー・ゼロ」の衣料の売上げ及び収益の状況は、別添14のとおりである。

23. 2021年10月、「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」が「デザイナー・ゼロー友情」の時と同じ世界10か国で公開された。「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」は、アービトリアを含む数か国では「デザイナー・ゼロー友情」を上回る大ヒットとなった。これらの国では、「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」は、「デザイナー・ゼロ」の作者が描こうとしてきた世界観をさらに発展させ、現在のグローバル社会の課題に鋭く切り込んだ秀作というのが多くの映画評論家の見解であった。一方で、ネゴランドを含む数か国では大変な不評で、興行収入は「デザイナー・ゼロー友情」を下回った。これらの国では、主人公の親友の煙草をキャンディに変えた点が原作の世界観を崩壊させてしまったのであり、ストーリーの持つ力は評価できることを考えると、もし、煙草のままであったならば少なくとも「デザイナー・ゼロー友情」以上の興行収入を獲得したのは確実である、というのが多くの映画評論家の見解であった。「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の興行は2022年1月末で終わった。「デザイナー・ゼロー友情」と「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の興行収入及びレッド社・ブルー社がそれぞれ受け取った金額は別添15のとおりである。

24. 2022年2月、レッド社はアービトリア国の映画審査機関の責任者と会う機会があり、その際、「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」に登場する主人公の親友は、煙草をくわえたままでも審査上問題はなかった、との話を聞いた。レッド社が驚いて、よく調べてもらうと、ほぼ類似の場面が別の映画で問題となって、問題なしという映画審査機関の結論が先例としてあったとのことであった。但し、このような先例は公表されておらず、映画審査機関の担当者か、専門の法律事務所に聞くことでもしない限り、事前に知るのは困難であったということが分かった。この点についてのブルー社の担当者の証言記録は別添16のとおりである。

25. レッド社は、「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の興行収入が低迷したのはブルー

社が映画審査機関の見解について虚偽の説明をしたことが原因であると主張し、本来であれば得られるはずであった興行収入分を補償するよう求めた。しかし、ブルー社はこれを拒否した。この点に関するレッド社とブルー社との間のやりとりは別添 17 のとおりである。

この紛争を「新たなる挑戦事件」という。その後、レッド社とブルー社は、交渉による解決を目指して交渉を行ったが、3 カ月間を経過しても解決しなかった。そこで、両者が同意した調停人による調停を実施した。しかし、それでも合意に至らなかったため、レッド社は 7 月 1 日、仲裁の申立てを行った

26. 2021 年 12 月 20 日、アービトリア国 の代表的な経済新聞で、先進国の企業が下請けや原材料の供給で依存している発展途上国の企業の中に、強制労働、児童労働、搾取等が行われ、労働者の人権が守られていないものが存在しており、ネゴアブ国 の企業の中にもそのような人権侵害を行っている企業に依存しているものがある、との報道がなされた。この報道の中で、そのような問題を抱えた企業として、ネゴアブ国 のブラック社が名指しで紹介されていた。さらに、翌日の同紙では、ブルー・ランドで販売している「デザイナー・ゼロ」の衣料はブラック社が製作したものであり、ブルー社は人権侵害に対する意識が希薄な企業であると書かれていた。

27. アービトリア国は、このような人権侵害に対する人々の意識が非常に高い国である。報道の翌日から、ブルー・ランドの周辺にもデモ隊が押しかけたり、パークに爆発物を仕掛けたとのメールが届いたりするようになった。ブルー社は来園者の安全が懸念されるとして、12 月 23 日からブルー・ランドの臨時閉園を決定した。なお、アービトリア国では、2020 年以降現在まで、有名な企業が労働者の基本的人権を無視した労働環境の外国の業者と取引していたという理由で、社会から大きな非難を浴び、不買不動の対象となったり、店舗の休業に追い込まれた事例が 3 件ある。

28. ブルー社は、直ちにレッド社に連絡するとともに、まずは事実を確認することが大切であるとして、レッド社とともにブラック社を訪問した。その結果、確かに、ブラック社は人件費を削減するため、児童労働や強制労働の実態があることが確認された。こうした実態は、2 年前に社長に就任したワーク・ブラック氏の主導のもとで行われてきたことが判明した。また、レッド社がブラック社を訪問した際には、ワーク・ブラック氏が労働者に対して人権保護には問題ないよう回答するよう厳しくしていたため、労働者からは人権に問題があるとの発言がなされなかつたことが確認された。ちょうどその頃、ホワイト社からレッド社に対して、新型コロナウィルスの影響もなくなり、通常体制での業務が可能になったので、「デザイナー・ゼロ」の衣料の製造を引き受けが可能であるとの連絡があった。そこで、レッド社とブルー社は、ブラック社との取引をやめ、今後は、ホワ

イト社に衣料の製造を依頼することで合意した。レッド社とブルー社は可能な限り迅速な調査・検討を行ったが、それでも上記のブラック社についての調査とホワイト社への依頼には1週間を要した。なお、ホワイト社にはそうした労働者の人権に関する問題の存在は指摘されていない。

29. お正月休みが明けた2022年1月4日、ブルー社の社長が記者会見を行い、ブルー・ランドで販売している「デザイナー・ゼロ」の衣料はブラック社が製造したものであることを認めるとともに、ブラック社において児童労働や強制労働の実態があることが確認されたことを報告し、直ちにブラック社との取引を中止すること、ブラック社製の衣料については返品に応じること、「デザイナー・ゼロ」の衣料の製造は既に別の業者に発注していること、ブルー社としてはサプライ・チェーンの人権尊重を実現するために全世界の取引業者を再点検すること、ブルー・ランドは1月5日から再開することを説明した。

30. 1月4日の記者会見でのブルー社の説明について、翌日の新聞やテレビは、ブルー社は過ちを犯したが真摯に反省していたとの好意的な論調であった。アービトリア国の人々も、ブルー社は反省しており、これ以上、ブルー社を非難する必要はないというのが世論の流れとなった。1月5日に再開されたブルー・ランドには、例年同様の来場者が詰めかけた。また、記者会見以降、デモや脅迫メールはなくなった。なお、デモや脅迫メールへのブルー社の一連の対応については、アービトリア国の危機管理の専門家からは総じて適切であったとの評価がなされているが、アービトリア国内には、閉園までする必要はなかたのではないかという声もある。例年であれば、12月23日から1月3日は1年のうちで最も多くの来場者がある時期である。12月23日から1月4日に閉園したことによりブルー社に生じた損失は1,500万米ドルである。また、2万人の顧客がブラック社製の衣料の返品をブルー社に対して求め、ブルー社はこれらの顧客に対する返品により80万米ドルの損害を被った。なお、ネゴランド国では、アービトリア国に比べるとサプライ・チェーンにおける人権侵害に対する一般の人々の問題関心は高くなく、本件が報道されたり、レッド社が非難されたりレッド社の営業が影響を受けたりすることはなかった。

31. ブルー社はレッド社に対して、ブルー・ランドの閉園により生じた損害の賠償を求めた。しかし、レッド社はこれを拒否した。この点に関するレッド社とブルー社との間のやりとりは、別添18のとおりである。

この紛争を「ブルー・ランド事件」という。

32. 2022年5月1日、ブルー社はレッド社に対して、「ブルー・ランド事件」に関する損害の賠償を求めて仲裁の申立てを行った。これに対して、レッド社は、「新たなる挑戦事件」に関する損害賠償を求めて反対請求を行った。レッド社もブルー社も、「ブルー・ラ

ンド事件」「新たなる挑戦事件」について、仲裁で紛争を解決することについて合意している。

33. 2022年6月1日、ブルー社は「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信を開始した。また、ブルー・ランドで、「デザイナー・ゼロー友情」と「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」に出てくる名場面をデザインしたカードの販売を開始した。これらについて、レッド社はブルー社に抗議した。この件に関するレッド社とブルー社とのやり取りは別添19のとおりである。なお、「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の配信とカードの販売によりブルー社が得た金額は、これまでのところレッド社に対して支払われていない。

この紛争を「カード事件」という。

34. 「カード事件」に関して、2022年7月20日、レッド社は「新たなる挑戦事件」と「ブルー・ランド事件」を扱っている仲裁廷に対して、ブルー社による「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信及びカードの販売差止めを求めるとの請求を追加することを申し立てた。

35. これに対してブルー社は、レッド社とブルー社との間の「デザイナー・ゼロー友情」や「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の共同製作に関するレッド社とブルー社との間の契約では、仲裁を申し立てる前に当事者間の交渉及び調停を経ることになっているが、「カード事件」に関しては、レッド社とブルー社との間の交渉や調停手続きが尽くされていないとして、「カード事件」を仲裁手続の対象とすることはできないと反論した。

36. 仲裁廷は、「新たなる挑戦」事件、「ブルー・ランド事件」、「カード事件」について、当事者の請求と論点を別添20のとおり整理し、所定の期日までに各論点についての主張をまとめた書面を提出するように指示した。ブルー社は、この指示に対して、「カード事件」については本案前の抗弁として、仲裁廷には仲裁権限がない旨の主張をしており、「カード事件」の本案についてはそうした留保のもとで主張を行うとの意思表示を行っている。

<ラウンド B：以下のパラグラフはラウンド B にのみ関係する>

37. 新たなる挑戦事件とブルー・ランド事件はお互いに請求を取り下げるることとし、カード事件については、ブルー・ネットでの新たなる挑戦の配信、及び、カードの販売を認め代わりに、そこで得た利益の 1／3 をレッド社が受領することで合意した。

38. そして、「デザイナー・ゼロ」の映画の共同製作の経験を踏まえ、レッド社とブルー社では、更なる連携に向けた以下の 2 点についての交渉を開始した。

第一が、ネゴランド国でのブルー・ランドの開園である。ブルー社では、ディズニー・ランドのように、ブルー・ランドをアービトリア国以外でも開園したいと考えていた。一方、レッド社も、ブルー・ランドの魅力は高く評価しており、ネゴランド国でブルー・ランドを開園したいと考えている。そこで、レッド社とブルー社は、ネゴランドにおけるブルー・ランドの開園について交渉を開始した。現在、大きな争点となっているのが、レッド社が運営する会社がブルー社からライセンスを受ける形態とするのか、そうではなく、ブルー社が現地の会社の協力を得ながら自社で主体的に運営を行う形態とするのかである。

第二が、レッド社の他のアニメーションのブルー・ネットでの配信である。レッド社は、他にも高い評価を受けているアニメーション作品を製作している。ブルー・ネットでは、これまでレッド社のアニメーション作品を配信してこなかったが、「デザイナー・ゼロ」の成功を機に、レッド社のアニメーション作品の配信への要望が高まっている。そこで、ブルー社としては、国際的にも定評のあるレッド社のアニメーション作品をブルー・ネットで配信したいと考えている。

39. 11 月 20 日には、これらの事項について交渉することとなっている。11 月 20 日の交渉には、レッド社から副社長、映像事業部長、新規事業部長等が、ブルー社から副社長、ネット事業部長、テーマ・パーク事業部長等が参加の予定である。

別添 1

レッド社の概要

設立：1940 年

本店：ネゴランド国ネゴネゴ

社長：ヒロミ・レッド

財務状況

百万米ドル

		2021	2020
営業収入	映画事業	1,200	1,000
	映像事業	500	500
	物販事業	300	300
	その他	100	100
	合計	2,100	1,900
営業利益		251	190
当期純利益		150	90

* アニメーション映画の製作は映画事業に、テレビ番組向けアニメーションの製作は映像事業に含まれる。

* 衣料品等の製造・販売は物販事業に含まれる。

別添 2

ブルー社の概要

設立：1920 年

社長：タロー・ブルー

本店：アービトリア国アビウッド

百万米ドル

		2021	2020
営業収入	映画事業	12,000	12,000
	映像・配信事業	4,000	3,800
	テーマ・パーク事業	2,000	1,800
	その他	1,180	800
	合計	19,180	18,400
営業利益		2,000	1,800
当期純利益		400	300

* アニメーション映画の製作は映画事業に含まれる。

別添 3

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2016年1月18日
ReReRe: 昨日のミーティング

早速お返事有難うございました。
承知しました。当社としても、フレンズ氏にお会いするのを楽しみにしています。
ネゴランド国以外の国のことについてはお任せください。
どうぞ宜しくお願ひ致します。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2016年1月17日
ReRe: 昨日のミーティング

こちらこそ大変有難うございました。
早速、合意事項をまとめて頂き、有難うございます。
拝見させて頂きました。当社としては異存ありません。ミーティングの内容を原作者のフレンズ氏にも伝えました。フレンズ氏も今回の挑戦をとても楽しみにしています。ただ、原作の世界観を最大限尊重して欲しいとのことでした。また、いずれ、貴社ともお会いしたいとのことでした。原作使用許諾については、当社の方で責任をもって対応します。
なお、ネゴランド国内の興行、関連商品の販売等については、当社が責任をもって担当しますので、国外の興行・販売等については、どうぞ宜しくお願ひします。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2016年1月16日
Re: 昨日のミーティング

昨日は大変有難うございました。
貴社との共同事業としてのアニメーション映画の製作について、基本的な合意に至ることができ、大変嬉しく思っています。昨日合意した事項を別添のとおりまとめました。

お気づきの点があれば、ご連絡ください。
宜しくお願ひ致します。

<別添>

ブルー社・レッド社共同でのアニメーション映画製作について

1. 作品

- ・「デザイナー・ゼロ」（ミンナ・フレンズ作）
 - ・ ネゴランド国 の月刊誌で連載中。
 - ・ レッド社が既にアニメーション番組で放映済みの部分とは異なるストーリーを取り上げる（デザイナー・ゼロは、主人公が訪問する土地ごとに独立したストーリーとなっているので、既放映部分以外のストーリーを使って独立の映画とすることには何の問題もない。取り上げるストーリーについては、日本編、スペイン編、カンボジア編、パラグアイ編などが提案されたが、今後、要検討。複数のストーリーを組み合わせることも検討する。）
 - ・ 原作者からは内諾取得済み。

2. 公開

- ・ 2018年8月
- ・ ブルー社のネットワークを活用し、米国、日本等を含む10か国で同時公開を目指す。

3. 予算

- ・ 制作費 3000万米ドル
- ・ レッド社とブルー社が半額ずつ出資

4. 業務分担

- ・ 製作はレッド社、配給や興行はブルー社が主として担当。但し、ネゴランド国における配給・興行はレッド社が担当。
- ・ レッド社は最も実績のある監督を起用する。
- ・ 製作に当たっては、最大限、原作の世界観を尊重する。原作者との関係はレッド社が担当する。
- ・ 製作の過程で、ブルー社が脚本・作画について、ネゴランド国のみならず、世界的な興行を成功させるという観点から、意見をいえるようなプロセスを設ける。

5. 二次利用

- ・ ブルーレイ・ディスク、DVD の製作・販売については、ブルー社が担当する（ネゴランド国内における販売については、レッド社が担当する）。
- ・ ガイドブック、関連書籍、グッズの製作については、レッド社が担当する。ネゴランド国外の販売についてはブルー社が協力する。
- ・ 二次利用については映画の興行実績も見ながら、別途検討する。

6. 収益の分配

- ・ 全世界の興行収入や二次利用による収入から、製作・興行・配給に要した費用を除いた収益額をレッド社とブルー社で折半する。

CO-PRODUCTION AGREEMENT

This Co-Production Agreement ("Agreement") is entered into as of February 10, 2016, by and between Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue").

1. PICTURES.

Red and Blue agree to develop, produce, finance and distribute an animated feature-length theatrical motion picture ("Picture") pursuant to the terms of this Agreement. Red and Blue hereby designate the picture currently entitled Designer Zero, that is originally authored by Minna Friends, as the Picture hereunder.

2. TERM.

The term of this Agreement ("Term") shall commence upon the execution hereof and shall continue until the division of revenue earned relating to the Picture is completed.

3. CREATIVE CONTROLS.

Red and Blue shall collaborate in the creative process of developing and producing the Pictures, as follows:

a. Treatments.

(i) Red shall submit one or more treatment(s) for Blue's consideration as the basis for the Picture ("Treatment"). Blue shall accept or reject each Treatment within twenty (20) days after such Treatment is submitted by Red.

(ii) In the event that no Treatment has been approved or selected under the provisions of subparagraph 3(a)(i) above within one (1) year after the execution of this agreement, then Blue shall be entitled to terminate this Agreement upon thirty (30) days written notice to be served on Red not more than sixty (60) days after the end of such one (1) year period.

b. Development and Production. After approval or selection of a Treatment, Blue and Red shall have mutual creative control of the further development, pre-production and production of the Picture, provided that in the event of a disagreement with respect to any particular creative matter in the Picture, Red shall have authority to make the final decision with respect to such creative matter.

c. Final Cut. Blue and Red shall have mutual control over the final cut of the Picture, provided that each party shall exercise its final cut rights in good faith and so as not to frustrate or delay the release of the Picture.

d. Ancillary Rights.

(i) Blue and Red shall have mutual creative control with respect to the creation and design of any Ancillary Rights, provided that in the event of a disagreement Red's decision shall govern for Merchandising Rights and Blue's decision shall govern for other Ancillary Rights.

(ii) For purposes of this Agreement, the terms "Ancillary Rights", "Merchandising Rights" and "Interactive Works" shall have the following meanings:

(A) "Ancillary Rights" means items created in the exercise of Merchandising Rights, literary publishing, soundtrack and publishing rights in and to any of the Pictures, and any Interactive Works.

(B) "Merchandising Rights" means the right to make, use, sell or exercise and license or authorize others to make, use, sell, exercise or otherwise exploit tangible personal property, of any and all kinds, based upon, utilizing or embodying any Picture or Interactive Work.

(C) "Interactive Works" means any audio-visual work or other work, regardless of the physical medium in which the work is fixed (including without limitation Blu-Ray discs, DVDs, video games and arcade games), now known or hereafter coming into being, which work is designed with a primary purpose of permitting the viewer to modify or control the sequence or performance of the presentation in a non-linear fashion.

4. PRODUCTION.

a. Production Control. Subject to the provisions of paragraph 3 above and this paragraph 4, Red shall control the production of the Picture. Red shall consult with Blue concerning the selection of the producers and directors for the Picture, provided that in the event of disagreement the decision of Red shall govern.

b. Original Author. Red shall have responsibility to obtain necessary license for production of the Picture from original author(s) or copyright holder(s).

5. DISTRIBUTION.

a. Control over Distribution. Blue shall have control over all decisions relating to the marketing, promotion, publicity, advertising and distribution of the Picture; however, Red shall have control over all decisions relating to these matters in Negoland.

b. Distribution and Marketing. The Picture shall be distributed and marketed by Blue in all markets and media and on a worldwide basis except Negoland in a manner similar to that in which Blue then currently distributes and markets. The Picture shall be distributed and marketed by Red in Negoland in a manner similar to that in which Red then currently distributes and markets. Red and Blue are responsible for compliance with laws, regulations and practices in the countries for which they are responsible.

6. FINANCING OF DEVELOPMENT AND PRODUCTION.

Red shall finance or cause to be financed fifty percent (50%) and Blue shall finance or cause to be financed fifty percent (50%) of all costs and expenses incurred by Red directly related to or fairly allocable to the creation, development, pre-production, production, post-production and delivery to Blue of the Picture ("Production Costs").

7. BUDGETS.

Total budget for the Picture is US\$30,000,000. Red shall be responsible for proposing a detailed budget for the Picture (the "Picture Budget") and submitting it to Blue. The Picture Budget may be revised from time to time during production of the Picture upon written mutual agreement of Blue and Red.

8. DIVISION OF RECEIPTS.

Net Receipts from Picture shall be divided equally, with fifty percent (50%) to Red and fifty percent (50%) to Blue. Net Receipts shall be the amount of one hundred percent (100%) of all revenues, money or other consideration from the exploitation of (i) the Picture throughout the universe (including, without limitation, theatrical, non-theatrical, home video and all forms of television), and (ii) all Ancillary Rights relating to such Picture or to any Interactive Works based on such Picture], minus the costs of production, box office and distribution, and the profits to be received by Red and Blue respectively for the box office and distribution for which they are responsible. The details of calculation of Net Receipts shall be agreed by the parties separately.

9. PROPRIETARY RIGHTS.

The copyright, trademarks and other intellectual property rights in and to Picture, all new and unique characters and story elements thereof and the audio-visual images thereof, and the Ancillary Rights relating thereto, shall be jointly owned by Blue and Red on an undivided 50/50 basis, provided, however, that Blue, throughout the universe except

Negoland, and Red, in Negoland, shall have (i) the sole and exclusive right and obligation to register, administer and enforce such jointly-owned copyrights, trademarks and other intellectual property rights in the joint name of Red and Blue, and (ii) exclusive distribution and exploitation rights to Pictures, Interactive Works and Ancillary Rights relating thereto in perpetuity in any and all media now known or unknown and by any and all means or devices now known or unknown subject to the provisions of this Agreement.

10. DERIVATIVE WORKS.

a. Definition of Derivative Works. For purposes of this Agreement, "Derivative Works" means any work based upon Picture or any characters therefrom or story or other elements thereof, including without limitation sequels, prequels, remakes, made-for-home video productions, television productions, and Internet websites.

b. Decision to Produce. (i) Blue and Red shall have mutual control of whether or not to develop, produce or otherwise exploit any Derivative Works (or transfer or license any rights to exploit any Derivative Works) during the Term or thereafter. Within a reasonable time after request of Blue or Red, Blue and Red will seek to reach agreement on the terms of development and production of any Derivative Work. In the event of a disagreement of whether or not to develop, produce or otherwise exploit any Derivative Work, Blue's decision shall govern.

. . .

20. GOVERNING LAW.

This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

21. GENERAL PROVISIONS.

a. Force Majeure. No party shall be liable to the other party because of any failure to perform hereunder caused by any cause beyond said party's control, including without limitation fire, earthquake, flood, epidemic, accident, explosion, casualty, strike, lockout, labor controversy, riot, civil disturbance, act of public enemy, embargo, war, act of God or law, except as expressly provided herein to the contrary.

b. No Waivers. No waiver by either party hereto of any breach of this Agreement shall be deemed to be a waiver of any preceding or succeeding breach of the same or any other

provision hereof. The exercise of any right granted to either party hereunder shall not operate as a waiver.

c. No Violation of Law. Nothing contained in this Agreement shall be construed so as to require the commission of any act contrary to law, and wherever there is any conflict between any provisions of this Agreement and any material statute, law or ordinance contrary to which the parties have no legal right to contract, the latter shall prevail, but in such event the provision of this Agreement affected shall be curtailed and limited only to the extent necessary to bring it within the legal requirements.

d. Notice. Any notices required or permitted by this Agreement shall be in writing and shall be delivered either by personal delivery or by overnight commercial delivery service, such as Federal Express or DHL.

e. Entire Agreement. This Agreement, including its exhibits, constitutes the entire agreement between the parties with respect to the subject matter hereof, and supersedes and replaces any prior correspondence, negotiations, agreements, understandings and representations with respect thereto. This Agreement may not be modified or amended unless in a writing signed by both parties.

f. Arbitration. All disputes in connection with this Agreement or the execution thereof shall be settled in a friendly manner through negotiations. In case no settlement can be reached, the case may then be submitted for arbitration in Japan to arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules.

IN WITNESS WHEREOF, the parties have executed this Agreement as of the date first written above.

RED CORPORATION

BLUE INC.

AGREEMENT

THIS AGREEMENT (the "Agreement") is made on this 15th day of February 2016 and entered into by and between Red Corporation ("Red") and Minna Friends (the "Author").

WHEREAS the Author is engaged in the business of writing comics and is the author of a series of comics titled "Designer Zero" (the "Work").

WHEREAS Red is engaged inter alia in the business of film production and wishes to produce a film based on the Work.

WHEREAS the Author has agreed to assign her rights in the Work to Red for such consideration and on such further terms and conditions as set out hereinafter.

NOW, THEREFORE, IT IS HEREBY AGREED BY AND BETWEEN THE PARTIES HERETO as follows:

1. The Author grants Red permission to use the Work as the basis for a theatrical feature film to be produced by Red and Blue, Inc. ("Blue").
2. Red shall ask for the Author's opinion during the production process of the film. However, Red shall have the exclusive right to make the final decision on all matters relating to the production of the film.
3. The copyright, ownership and all other rights to the film and all deliverables arising in the process of making the film belong to Red and Blue.
4. Red may use the film in any form, worldwide, and the Author approves this in advance.
5. Red shall pay the Author the sum of US\$300,000 as consideration for the license to use the Work, the attribution of rights and all other consideration under this Agreement.
6. Red shall indicate in the title roll, end roll and/or other appropriate places in the film that the Author is the author of the film. However, the specific form (including but not limited to content, size and position) of this notation shall be entirely determined by Red.
7. Red and the Author may not assign their rights or obligations under this Agreement, in

whole or in part, to a third party without the prior written consent of the other party.

8. This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

9. All disputes in connection with this Agreement or the execution thereof shall be settled in a friendly manner through negotiations. In case no settlement can be reached, the case may then be submitted for arbitration in Japan to arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules.

The Author

Red Corporation

別添 6

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2019年1月15日
ReReRe: 続編等について

ご返信有難うございました。
ネット配信の配分については、それで結構です。
宜しくお願ひ致します。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2019年1月14日
ReReRe: 続編等について

早速、フレンズ氏の意向を確認して頂き有難うございました。
承知しました。
では、「友情」だけを配信することとし、ネット配信の配分については、1:2 ではどうで
しょうか。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2019年1月12日
ReRe: 続編等について

お世話になっております。
打合せのメモをお送り頂き有難うございました。
ブルー・ネットでの配信とアトラクションについて、早速、フレンズ氏にコンタクトしま
した。フレンズ氏は、「友情」のネット配信とアトラクションについては基本的に賛成で
あるが、配信を認めるかどうかは作品の出来で決めたいので、続編についてまで、現時点
で配信の対象とすることを約束することは時期尚早とのことでした。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2019年1月10日
Re: 続編等について

昨日は打合せの時間を頂き有難うございました。
昨日の打合せの内容のメモを作成しましたのでご確認ください。
もし、修正すべき点がありましたら、ご連絡頂けますと幸いです。

<別添>

「デザイナー・ゼロ」に関するブルー社との打合せ

日時：2019年1月9日14時から16時

レッド社：映画事業部長、映画事業部次長、アニメーション課長、物品事業部長

ブルー社：映画事業部長、ネット事業部次長、テーマ・パーク事業部主任

場所：レッド社本社

1. 「デザイナー・ゼロ-友情」の興行成績等について

- ・興行成績は、全世界で10億米ドル（ネゴランド国では2億米ドル、アービトリア国では4億米ドル、その他の国で4億米ドル）
- ・DVD、ブルーレイ・ディスクの売上げは、全世界で5,000万米ドル
- ・プログラムや関連グッズの売り上げは、全世界で1,000万米ドル
- ・収益合計は全世界で2,000万米ドル⇒レッド社、ブルー社で各1,000万米ドル
- ・ブルー社からは、「アービトリア国では、アニメーションはどちらかというと子どものもの、という印象があったが、「デザイナー・ゼロ」はその世界観やストーリーの強さと、レッド社の作画の魅力で、大人でも楽しめるものとなった。これは、アービトリア国におけるアニメーション映画に対するイメージを大きく変えた。」との発言。

2. 「デザイナー・ゼロ」の続編について

- ・レッド社から、続編の製作について提案があった。レッド社によれば、フレンズ氏も続編を希望しているとのこと。連載は継続しており、「友情」で取り上げなかったエジプト編、ギリシャ編、イスラエル編、インド編などを取り上げてはどうかとの提案。
- ・映画を見た「デザイナー・ゼロ」ファンから続編の要望が多いとのこと。
- ・ブルー社としても、アービトリア国や他国での反応として、続編を望む声が多く、ぜ

ひ続編を製作したいと考えていると発言。

- ・続編製作に向けた協議を開始することで合意。

3. 「デザイナー・ゼロー友情」のブルー・ネットでの配信について

- ・ブルー社から、「友情」をブルー・ネットで配信したいとの申し出。
- ・ブルー社によれば、ブルー・ネットの利用者が「友情」を1回視聴するごとにブルー社に2米ドルの収益（ブルー社の諸経費を差し引いた後の利益額）が発生するとのこと。
- ・ブルー社からは、これをレッド社とブルー社で1:3の割合で分配してはどうかとの提案（ブルー社としては、ブルー・ネットというプラットフォームを利用して得られる収益であるので、ブルー社が多く配分を受けることが合理的と考えているとのこと）。
- ・レッド社としては、「デザイナー・ゼロ」をブルー・ネットで配信することは、「デザイナー・ゼロ」をより多くの人に楽しんでもらうために賛成であるが、収益額の分配は折半であるべきと返答。
- ・ブルー社としては、「友情」のみならず、続編についても一括してブルー・ネットで配信を合意してくれるのであれば、半々でも可のこと。
- ・レッド社からは、フレンズ氏の意向もあるが、基本的にその方向で良いとのこと。
- ・レッド社がフレンズ氏の意向を確認することとなった。

4. ブルー・ランドでのアトラクション建設について

- ・ブルー社から、ブルー・ランドに「デザイナー・ゼロ」のアトラクションを設けたいとの提案。
- ・レッド社は、フレンズ氏の意向が第一であるが、原作の世界観が実現されるのであれば、レッド社としては賛成との意見が示された。
- ・レッド社としては、アトラクション建設のノウハウはないので、アトラクション建設に直接かかわるのではなく、ブルー社に「デザイナー・ゼロ」のテーマ・パークでの利用権を与える代わりに、一定の対価の支払いを受け、それを、レッド社とフレンズ氏で分配するという形態を希望。
- ・ブルー社は、それで可のこと。

5. Next Step

- ・ブルー・ネットでの配信、アトラクション建設について、レッド社がフレンズ氏の意向を確認。OKであれば、具体的な契約に向けた手続きを進める。

CO-PRODUCTION AGREEMENT

This Co-Production Agreement ("Agreement") is entered into as of March 1, 2019, by and between Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue").

1. PICTURES.

Red and Blue agree to develop, produce, finance and distribute an animated feature-length theatrical motion picture ("Picture") as a sequel to a film titled "Designer Zero: Friendship", pursuant to the terms of this Agreement.

2. TERM.

The term of this Agreement ("Term") shall commence upon the execution hereof and shall continue until the division of revenue earned relating to the Picture is completed.

3. CREATIVE CONTROLS.

Red and Blue shall collaborate in the creative process of developing and producing the Pictures, as follows:

a. Treatments.

(i) Red shall submit one or more treatment(s) for Blue's consideration as the basis for the Picture ("Treatment"). Blue shall accept or reject each Treatment within twenty (20) days after such Treatment is submitted by Red.

(ii) In the event that no Treatment has been approved or selected under the provisions of subparagraph 3(a)(i) above within one (1) year after the execution of this Agreement, then Blue shall be entitled to terminate this Agreement upon thirty (30) days written notice to be served on Red not more than sixty (60) days after the end of such one (1) year period.

b. Development and Production. After approval or selection of a Treatment, Blue and Red shall have mutual creative control of the further development, pre-production and production of the Picture, provided that in the event of a disagreement with respect to any particular creative matter in the Picture, Red shall have authority to make the final decision with respect to such creative matter.

c. Final Cut. Blue and Red shall have mutual control over the final cut of the Picture,

provided that each party shall exercise its final cut rights in good faith and so as not to frustrate or delay the release of the Picture.

d. Ancillary Rights.

(i) Blue and Red shall have mutual creative control with respect to the creation and design of any Ancillary Rights, provided that in the event of a disagreement Red's decision shall govern for Merchandising Rights and Blue's decision shall govern for other Ancillary Rights.

(ii) For purposes of this Agreement, the terms "Ancillary Rights", "Merchandising Rights" and "Interactive Works" shall have the following meanings:

(A) "Ancillary Rights" means items created in the exercise of Merchandising Rights, literary publishing, soundtrack and publishing rights in and to any of the Pictures, and any Interactive Works.

(B) "Merchandising Rights" means the right to make, use, sell or exercise and license or authorize others to make, use, sell, exercise or otherwise exploit tangible personal property, of any and all kinds, based upon, utilizing or embodying any Picture or Interactive Work.

(C) "Interactive Works" means any audio-visual work or other work, regardless of the physical medium in which the work is fixed (including without limitation Blu-Ray discs, DVDs, video games and arcade games), now known or hereafter coming into being, which work is designed with a primary purpose of permitting the viewer to modify or control the sequence or performance of the presentation in a non-linear fashion.

4. PRODUCTION.

a. Production Control. Subject to the provisions of paragraph 3 above and this paragraph 4, Red shall control the production of the Picture. Red shall consult with Blue concerning the selection of the producers and directors for the Picture, provided that in the event of disagreement the decision of Red shall govern.

b. Original Author. Red shall have responsibility to obtain necessary license for production of the Picture from original author(s) or copyright holder(s).

5. DISTRIBUTION.

a. Control over Distribution. Blue shall have control over all decisions relating to the marketing, promotion, publicity, advertising and distribution of the Picture; however, Red shall have control over all decisions relating to these matters in Negoland.

b. Distribution and Marketing. The Picture shall be distributed and marketed by Blue

in all markets and media and on a worldwide basis except Negoland in a manner similar to that in which Blue then currently distributes and markets. The Picture shall be distributed and marketed by Red in Negoland in a manner similar to that in which Red then currently distributes and markets. Red and Blue are responsible for compliance with laws, regulations and practices in the countries for which they are responsible.

6. FINANCING OF DEVELOPMENT AND PRODUCTION.

Red shall finance or cause to be financed fifty percent (50%) and Blue shall finance or cause to be financed fifty percent (50%) of all costs and expenses incurred by Red directly related to or fairly allocable to the creation, development, pre-production, production, post-production and delivery to Blue of the Picture ("Production Costs").

7. BUDGETS.

Total budget for Picture is US\$30,000,000. Red shall be responsible for proposing a detailed budget for Picture (the "Picture Budget") and submitting it to Blue. The Picture Budget may be revised from time to time during production of the Picture upon written mutual agreement of Blue and Red.

8. DIVISION OF RECEIPTS.

Net Receipts from Picture shall be divided equally, with fifty percent (50%) to Red and fifty percent (50%) to Blue. Net Receipts shall be the amount of one hundred percent (100%) of all revenues, money or other consideration from the exploitation of (i) the Picture throughout the universe (including without limitation, theatrical, non-theatrical, home video and all forms of television), and (ii) all Ancillary Rights relating to such Picture or to any Interactive Works based on such Picture, minus the costs of production, box office and distribution, and the profits to be received by Red and Blue for the box office and distribution for which they are responsible. The details of calculation of Net Receipts shall be agreed by the parties separately.

9. PROPRIETARY RIGHTS.

The copyright, trademarks and other intellectual property rights in and to the Picture, all new and unique characters and story elements thereof and the audio-visual images thereof, and the Ancillary Rights relating thereto, shall be jointly owned by Blue and Red on an undivided 50/50 basis, provided, however, that Blue, throughout the universe except Negoland, and Red, in Negoland, shall have (i) the sole and exclusive right and obligation to

register, administer and enforce such jointly-owned copyrights, trademarks and other intellectual property rights in the joint name of Red and Blue, and (ii) exclusive distribution and exploitation rights to the Pictures, Interactive Works and Ancillary Rights relating thereto in perpetuity in any and all media now known or unknown and by any and all means or devices now known or unknown subject to the provisions of this Agreement.

10. DERIVATIVE WORKS.

a. Definition of Derivative Works. For purposes of this Agreement, "Derivative Works" means any work based upon the Picture or any characters therefrom or story or other elements thereof, including without limitation sequels, prequels, remakes, made-for-home video productions, television productions, and Internet websites.

b. Decision to Produce. (i) Blue and Red shall have mutual control of whether or not to develop, produce or otherwise exploit any Derivative Works (or transfer or license any rights to exploit any Derivative Works) during the Term or thereafter. Within a reasonable time after request of Blue or Red, Blue and Red will seek to reach agreement on the terms of development and production of any Derivative Work. In the event of a disagreement of whether or not to develop, produce or otherwise exploit any Derivative Work, Blue's decision shall govern.

. . .

20. GOVERNING LAW.

This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

21. GENERAL PROVISIONS.

a. Force Majeure. No party shall be liable to the other party because of any failure to perform hereunder caused by any cause beyond said party's control, including without limitation fire, earthquake, flood, epidemic, accident, explosion, casualty, strike, lockout, labor controversy, riot, civil disturbance, act of public enemy, embargo, war, act of God or law, except as expressly provided herein to the contrary.

b. No Waivers. No waiver by either party hereto of any breach of this Agreement shall be deemed to be a waiver of any preceding or succeeding breach of the same or any other provision hereof. The exercise of any right granted to either party hereunder shall not operate

as a waiver.

c. No Violation of Law. Nothing contained in this Agreement shall be construed so as to require the commission of any act contrary to law, and wherever there is any conflict between any provisions of this Agreement and any material statute, law or ordinance contrary to which the parties have no legal right to contract, the latter shall prevail, but in such event the provision of this Agreement affected shall be curtailed and limited only to the extent necessary to bring it within the legal requirements.

d. Notice. Any notices required or permitted by this Agreement shall be in writing and shall be delivered either by personal delivery or by overnight commercial delivery service, such as Federal Express or DHL.

e. Entire Agreement. This Agreement, including its exhibits, constitutes the entire agreement between the parties with respect to the subject matter hereof, and supersedes and replaces any prior correspondence, negotiations, agreements, understandings and representations with respect thereto. This Agreement may not be modified or amended unless in a writing signed by both parties.

f. Arbitration. If a disagreement or dispute arises between the parties in connection with this Agreement or the execution thereof, they shall attempt to resolve it through good faith negotiations, and if no resolution is reached after a period of three months, they shall attempt mediation by a mediator appointed by both parties. If the matter is still unresolved, or if the dispute remains unresolved for a period of six months, the parties may apply for arbitration. In case of arbitration, the case shall then be submitted for arbitration in Japan to arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules.

IN WITNESS WHEREOF, the parties have executed this Agreement as of the date first written above.

RED CORPORATION

BLUE INC.

Agreement

This Agreement ("Agreement") is entered into as of March 1, 2019, by and between Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue").

WHEREAS Red and Blue co-produced the animated feature-length theatrical motion picture titled "Designer Zero" (the "Work").

WHEREAS Blue wants to distribute the Work on Blue Net owned and operated by Blue.

WHEREAS Blue also wants to make an attraction based on the Work in Blue Land.

WHEREAS Red agrees to grant Blue the right to distribute the Work on Blue Net and to make an attraction in Blue Land.

NOW, THEREFORE, IT IS HEREBY AGREED BY AND BETWEEN THE PARTIES HERETO as follows:

1. Grant of right

Red grants Blue the right to distribute the Work on Blue Net and to build an attraction based on the Work in Blue Land.

2. Blue Net

(1) Blue may distribute the Work on Blue Net for a period of two years from the date of this agreement in a manner similar to that in which Blue then currently distributes other films on Blue Net.

(2) If no notice is given by either party 30 days prior to the expiry of the two-year period, the term of this grant will automatically continue for a further two years.

(3) Blue shall pay Red one-third of the amount paid to Blue for each viewing, every three months, as consideration for this agreement.

...

3. Blue Land

- (1) Blue may make and operate an attraction based on the Work in Blue Land.
 - (2) Blue shall submit one or more designs and business plans of the attraction for Red's consideration. Blue shall consult with Red regarding the design and operation of the attraction on continuing basis.
- ...

15. GOVERNING LAW

This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

...

20. GENERAL PROVISIONS

- a. Force Majeure. No party shall be liable to the other party because of any failure to perform hereunder caused by any cause beyond said party's control, including without limitation fire, earthquake, flood, epidemic, accident, explosion, casualty, strike, lockout, labor controversy, riot, civil disturbance, act of public enemy, embargo, war, act of God or law, except as expressly provided herein to the contrary.
- b. No Waivers. No waiver by either party hereto of any breach of this Agreement shall be deemed to be a waiver of any preceding or succeeding breach of the same or any other provision hereof. The exercise of any right granted to either party hereunder shall not operate as a waiver.
- c. No Violation of Law. Nothing contained in this Agreement shall be construed so as to require the commission of any act contrary to law, and wherever there is any conflict between any provisions of this Agreement and any material statute, law or ordinance contrary to which the parties have no legal right to contract, the latter shall prevail, but in such event the provision of this Agreement affected shall be curtailed and limited only to the extent necessary to bring it within the legal requirements.
- d. Notice. Any notices required or permitted by this Agreement shall be in writing and shall be delivered either by personal delivery or by overnight commercial delivery service, such as Federal Express or DHL.
- e. Entire Agreement. This Agreement, including its exhibits, constitutes the entire agreement between the parties with respect to the subject matter hereof, and supersedes and replaces

any prior correspondence, negotiations, agreements, understandings and representations with respect thereto. This Agreement may not be modified or amended unless in a writing signed by both parties.

f. Arbitration. All disputes in connection with this Agreement or the execution thereof shall be settled in a friendly manner through negotiations. In case no settlement can be reached, the case may then be submitted for arbitration in Japan to arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules.

IN WITNESS WHEREOF, the parties have executed this Agreement as of the date first written above.

RED CORPORATION

BLUE INC.

AGREEMENT

THIS AGREEMENT (the "Agreement") is made on this 30th day of March 2019, and is entered into by and between Red Corporation ("Red") and Minna Friends (the "Author").

WHEREAS the Author is engaged in the business of writing comics and is the author of a series of comics titled "Designer Zero" (the "Work").

WHEREAS Red is engaged inter alia in the business of film production and wishes to produce a film that is a sequel to a film titled "Designer Zero: Friendship", based on the Work.

WHEREAS the Author has agreed to assign her rights in the Work to Red for such consideration and on such further terms and conditions as set out hereinafter.

NOW, THEREFORE, IT IS HEREBY AGREED BY AND BETWEEN THE PARTIES HERETO as follows:

1. The Author grants Red permission to use the Work as the basis for a theatrical feature film to be produced by Red and Blue Inc. ("Blue").
2. Red shall ask for the Author's opinion during the production process of the film. However, Red shall have the exclusive right to make the final decision on all matters relating to the production of the film.
3. The copyright, ownership and all other rights to the film and all deliverables arising in the process of making the film belong to Red and Blue.
4. Red may use the film in any form, worldwide, and the Author approves this in advance.
5. The Author agrees that the film will be distributed through Blue Net and that Blue Inc. will construct a new "Designer Zero" attraction at Blue Land. The details of the attraction shall be discussed between the Author and Blue Inc. in good faith.
6. Red shall pay the Author the sum of US\$300,000 as consideration for the license to use the Work, the attribution of rights and all other consideration under this Agreement.

7. Red shall indicate in the title roll, end roll and/or other appropriate places in the film that the Author is the author of the film. However, the specific form (including but not limited to content, size and position) of this notation shall be entirely determined by Red.

8. Red and the Author may not assign their rights or obligations under this Agreement, in whole or in part, to a third party without the prior written consent of the other party.

9. This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

10. All disputes in connection with this contract or the execution thereof shall be settled in a friendly manner through negotiations. In case no settlement can be reached, the case may then be submitted for arbitration in Japan to arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules.

The Author

Red Corporation

別添 10

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2019 年 8 月 12 日
ReReReReReRe: 「新たなる挑戦」について

ご理解頂き有難うございます。今回の修正が興行収入アップに繋がるよう、当社としても全力を尽くすことをお約束します。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2019 年 8 月 10 日
ReReReReReRe : 「新たなる挑戦」について

フレンズ氏に相談しました。フレンズ氏は、どうしても仕方ないのであれば、煙草をキャンディに持ち替えさせることはやむを得ない、とのことでした。ストーリーを工夫してくれるそうです。

フレンズ氏も頑張ってくれるので、貴社も、今回の修正が全世界での興行収入アップに繋がるように全力を尽くしてください。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2019 年 8 月 8 日
ReReReReRe: 「新たなる挑戦」について

ご返信有難うございます。
残念ながら、二者択一だと思います。当社としては、「サンタ」に煙草を手放してもらうしかないと考えています。そうなったとしても、興行成績が落ちることのないよう、私たちとしても全力を尽くしますし、むしろ、審査機関の見解に問わらず、健康問題にも気を配った映画であるとして、より一層、ファンの支持を受けることになると思います。

フレンズ氏にご相談ください。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2019年8月7日
ReReRe: 「新たなる挑戦」について

我が国の同様の機関にも確認してみましたが、ネゴランド国では、煙草のままでも全く問題ありません。しかし、貴社が確認されたうえで、そうする以外ないということであれば、貴国での興行を諦めるか、キャンディに持ち替えるかのいずれかを選択するしかないということでしょうか。

もし、貴国の映画審査機関の見解がそのようなことであれば、フレンズ氏に相談してみます。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2019年8月6日
ReReRe: 「新たなる挑戦」について

お返事有難うございます。

残念ながら、「大人向け」と分類されるのを回避するのは難しそうです。大人向けと分類されたならば、アービトリア国における興行収入は半減すると思います。また、他国でも同じような国もあるかもしれません。禁煙中ということにすれば、煙草をキャンディに持ち替えたとしても、観客は納得してくれないでしょうか。

フレンズ氏や貴社も一緒に映画審査機関と再度交渉してみますか。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2019年8月2日
ReRe: 「新たなる挑戦について」

ご連絡有難うございました。

煙草のままでは映画審査機関が「大人向け」と分類するのは確実なのでしょうか。映画審査機関に確認されましたか。「大人向け」に限定されてしまうのは避けるべきだと思います。どうしてもやむを得ないのであれば、フレンズ氏と相談します。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2019年8月1日
Re: 「新たなる挑戦」について

先日は、主要人物のキャラクター・デザインを送って頂き有難うございました。このうち、主人公「ゼロ」の親友である「サンタ」について、修正をお願いしたいと思います。具体的には、原作や現在のキャラクター・デザインでは「サンタ」は煙草を手放さない設定となっています。しかし、アービトリア国では、煙草の健康への害に対する関心が非常に高く、重要なキャラクターが煙草を手放さないようでは、アービトリア国の映画審査機関（アービトリア国で上映される全ての映画について、「制限なし」「子ども視聴制限」（15歳以下の視聴は勧めない）「大人向け」（18歳以下の視聴は勧めない）の3分類を行い、興行の際にもこの分類を明示するよう求めている）は、「大人向け」の分類とすることが確実です。原作の世界観を尊重したいのは当然ですが、「サンタ」の煙草を、禁煙中といった設定で、キャンディに代えて頂きたいと思います。そうすれば、子どもでも楽しめる映画になります。これは、作品性の問題であると同時に、コンプライアンスの問題であります。

世界中で「デザイナー・ゼロ」のファンが続編を待っています。私たちが最優先すべきは、そうしたファンの期待に応えることだと思います。

ぜひ、フレンズ氏とも相談してください。

別添 11

「デザイナー・ゼロー友情」のブルー・ネットにおける全世界における視聴数

2019/5～2019/12:	2000 万回
2020/1～2020/6:	500 万回
2020/7～2020/12:	100 万回
2021/1～2021/6:	200 万回
2021/7:	20 万回
2021/8:	30 万回
2021/9:	150 万回
2021/10:	400 万回
2021/11:	400 万回
2021/12:	200 万回
2022/1	200 万回
2022/2	50 万回
2022/3	30 万回
2022/4	20 万回
2022/5	10 万回
2022/6	40 万回
2022/7	40 万回
2022/8	40 万回

* 2019 年の配信開始直後は、映画を見た人が再度見たいとして視聴したり、見逃した人が視聴したりした結果、全世界的に視聴数が伸びた。その後、次第に視聴数は減ったが、2021 年 9 月のブルー・ランドでのアトラクション開設を機に視聴数が増加し、10 月に「新たなる挑戦」が公開されると第一作も見たいという人が増えて視聴数が伸びた。しかし、2021 年 12 月とから 2022 年 1 月は、「デザイナー・ゼロ」の衣料に関するブラック社の問題の影響を受けて、視聴数は半減した。もし、ブラック社の問題がなければ、視聴数は各 400 万回となっていたことは確実である（この点について争いはない）。また、2022 年 6 月に「新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信がスタートしたことがきっかけで「友情」の視聴数も伸びた。もし、「新たなる挑戦」の配信がなければ、2022 年 6 月以降の視聴数は 10 万回であったことは確実である。なお、2022 年 9 月以降の状況も同じで、「新たなる挑戦」の配信が継続する限り、本来であれば 1 か月当たり 10 万回のところ 40 万回の視聴があることが確実である（この点について争いはない）。なお、2022 年 6 月からの「新たなる挑戦」の視聴数は、1 か月当たり 200 万回であり、

当面の間、この数字には変更はないことが確実である（この点について争いはない）。

Manufacturing and Supply Agreement

This Manufacturing and Supply Agreement (this "Agreement") is made as of the 5th day of January 2021 (the "Effective Date") by and between Red Corporation ("Supplier") and Blue Inc. ("Buyer").

1. Supply of Products. Supplier shall manufacture and supply to Buyer Clothing featuring Designer Zero motifs (the "Products") in accordance with the specifications as agreed by the parties.
2. Buyer shall submit orders for the Products by submitting orders for the Products to Supplier ("Purchase Order"). Buyer will make all reasonable efforts to provide clear instructions, documentation, and product specifications to Supplier.
3. Supplier may subcontract the manufacture of the Products without the prior written consent of Buyer.
4. Supplier must manufacture and supply the Products in accordance with this Agreement, in compliance with applicable laws and regulations, and following generally accepted industry practice.
5. Buyer owns all rights to the Products produced by Supplier. Supplier's sale, re-sale or distribution to any entity other than Buyer, including without limitation distribution to retailers or other distributors or sub-distributors, will be prohibited unless made pursuant to a specific written agreement between Buyer and Supplier.
6. After delivery of the Products, payment shall be made within 30 days from the date the Products are delivered.
7. The Products delivered by Supplier will be inspected and tested by Buyer within 10 days of delivery. If the Products delivered do not comply with the specifications in Purchase Order, Buyer has the right to reject the non-conforming Products. Products not rejected within 10 days of delivery will be deemed to be accepted by Buyer.

8. Supplier warrants that it will perform the specifications in Purchase Order in a good, professional and workmanlike manner, and Supplier will promptly notify Buyer of any delay or defect in the manufacture and supply of the Products. Supplier warrants that the Products will be manufactured and supplied in compliance with the specifications in Purchase Order and in compliance with all governmental and environmental regulations.

9. Supplier warrants that the Products will be free from substantive defects in workmanship for a period of 1 year from the date of shipment. The warranty does not apply to any Products that are damaged due to the misuse, abuse, alteration or negligence of any party other than Supplier. **SUPPLIER MAKES NO OTHER REPRESENTATIONS OR WARRANTIES, WHETHER EXPRESS OR IMPLIED, AND EXPRESSLY DISCLAIMS ANY IMPLIED WARRANTY OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE.**

10. This Agreement commences on the Effective Date and will remain in effect for 3 years. This Agreement will renew automatically for a term of 3 years, unless either party has given at least 60 days prior written notice not to renew to the other party.

11. Buyer and Supplier may at any time by mutual consent decide to terminate this Agreement pursuant to written and delivered notice to the other party. Buyer may terminate Supplier's rights to manufacture and supply the Products for any reason on 45 days' written notice of termination. Supplier retains the right at any time to terminate its obligations to manufacture and supply the Products on 45 days' written notice of termination. This Agreement also may be terminated automatically, without notice, (i) upon the institution by or against Buyer or Supplier of any insolvency, receivership or bankruptcy proceedings or any other proceedings for the settlement of debts, (ii) upon Buyer or Supplier's making an assignment for the benefit of creditors, or (iii) upon Buyer or Supplier's dissolution.

12. If either party should fail to perform its respective obligations under the terms of this Agreement, the other party will notify the party that it is presumed to be in default and give reasonable recourse to cure the stated issue. The defaulting party will have the opportunity to cure the default within 30 days of notice by the other party. In the event of a failure to cure a breach or default within the stipulated time, the other party will have the right to terminate this Agreement immediately.

13. Neither Supplier, nor any agent, representative, affiliate, or subcontractor of Supplier, will have the right to copy, manufacture or distribute the Products without the express prior

written approval of Buyer. Anyone who copies, manufactures or distributes the Products without a license and prior written approval of Buyer will be liable for any cost or loss in sales, revenue or profits by Buyer, plus all applicable attorneys' fees and costs incurred in investigating and prosecuting an action against the offending party. Supplier will notify those to whom it entrusts knowledge of, or access to, the Products that Supplier and the offending party will be liable for losses.

14. No party shall be deemed to have waived any provision of this Agreement or the exercise of any rights held under this Agreement unless such waiver is made expressly and in writing. Waiver by any party of a breach or violation of any provision of this Agreement shall not constitute a waiver of any other subsequent breach or violation.

15. Nothing contained in this Agreement shall be construed so as to require the commission of any act contrary to law, and wherever there is any conflict between any provisions of this Agreement and any material statute, law or ordinance contrary to which the parties have no legal right to contract, the latter shall prevail, but in such event the provision of this Agreement affected shall be curtailed and limited only to the extent necessary to bring it within the legal requirements.

16. This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016. All disputes in connection with this contract or the execution thereof shall be settled in a friendly manner through negotiations. In case no settlement can be reached, the case may then be submitted for arbitration in Japan to arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules.

IN WITNESS WHEREOF, the parties have executed this Agreement as of the Effective Date.

RED CORPORATION

BLUE INC.

別添 13

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2021 年 1 月 20 日
ReReReRe: ブルー・ランド向けの衣料品の製造について

ブラック社さんは信頼できると思いますよ。
それでは、早速ご紹介させて頂き、貴社が出来るだけ早く訪問したいと言っている旨伝
えます。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2021 年 1 月 19 日
ReReReRe: ブルー・ランド向けの衣料品の製造について

有難うございます。
当社ではまだ適切な先は見つかっておらず、ブルー社さんがブラック社を信頼できる会
社だと仰るのであれば、ぜひブラック社に依頼したいと思います。早速、ブラック社を訪
問したいと思いますので、ご紹介頂けますでしょうか。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2021 年 1 月 18 日
ReReRe: ブルー・ランド向けの衣料品の製造について

いいニュースです。
ネゴアブ国の大手企業のブラック社が、衣料品の製造を引き受けてくれそうです。ブラック社は、
当社で部長まで務めたワーク・ブラック氏の実家で、今は母国に戻ったワーク・ブラック
氏が社長をしています。ブラック氏が社長になる前のことですが、当社も制服の製造を頼
んだことがあるのですが、丁寧な仕事で品質も申し分なく、また、価格も合理的でした。
ネゴアブ国は新型コロナウィルスの影響はあまり深刻ではなく、製造を引き受けるキャパ
シティはあるとのことです。

貴社が希望されるのであれば、ブラック社をご紹介します。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2021年1月16日
ReRe: ブルー・ランド向けの衣料品の製造について

ご連絡有難うございました。
衣料品は、アトラクションのオープンにぜひ間に合わせたいと思います。アトラクションで楽しんだ後で、お土産に服を買えることにより、アトラクションの魅力にも大きな影響を与えると思います。

貴社でも他に適切な業者がいないか、探してください。当社の方でも探してみます。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2021年1月15日
Re: ブルー・ランド向けの衣料品の製造について

お世話になっております。

先日、契約したブルー・ランド向けのデザイナー・ゼロの衣料品については、製造をメディトリア国 のホワイト社に依頼するつもりでした。しかし、メディトリア国における新型コロナウィルスの感染拡大を受けて、メディトリア国政府が長期にわたるロックダウン措置を行ったり、感染者や濃厚接触者が増えたことで必要な従業員を確保できなくなったりしたことから、ホワイト社はこの委託を受けることができないとのことでした。何とかならないか、色々と協議しながらですが、如何ともし難い状況です。

そこで、過去に取引のあった他の業者にも当たってみましたが、やはり、新型コロナウイルスの影響のため、2021年9月のアトラクションのオープンまでにまとまった衣料を製造するという今回の注文には応じることはできないとのことでした。

このような非常事態のため、アトラクションのオープンまでに納品することが難しい状況となっていますので、取り急ぎご連絡させて頂きます。

別添 14

デザイナー・ゼロの衣料品の売り上げの状況

(米ドル)

	ブルー・ランド		ネゴランド	
	売上高	収益	売上高	収益
2021/9	500,000	50,000	200,000	30,000
2021/10	500,000	50,000	400,000	50,000
2021/11	500,000	50,000	500,000	60,000
2021/12	200,000	20,000	600,000	70,000
2022/1	100,000	10,000	600,000	70,000
2022/2	200,000	20,000	300,000	40,000
2022/3	200,000	20,000	300,000	40,000
2022/4	200,000	20,000	200,000	30,000
2022/5	200,000	20,000	200,000	30,000
2022/6	300,000	30,000	400,000	50,000
2022/7	300,000	30,000	400,000	50,000
2022/8	300,000	30,000	400,000	50,000

* ブルー・ランドでの売上は、ブラック社の件に伴い 2021 年 12 月及び 1 月に大きく落ち込んだ。その後は安定していたが、2022 年 6 月にブルー・ネットでの「新たなる挑戦」の配信が始まると売上げが上向いた。

ネゴランド国では、「サンタ」の扱いに対する批判から「新たなる挑戦」の興行収入は伸びなかったが、漫画の人気が継続していることから、衣料品の売り上げは好調であった（但し、「新たなる挑戦」について原作の世界観を壊したといった批判がネゴランド国で起きなければ、2021 年 10 月から 2022 年 1 月のネゴランド国での衣料品の収益は 2 倍となったことが確実である）。また、ネゴランド国では、ブラック社の件の影響はなく、年末年始にかけて売上げが伸びた。その後、2022 年 1 月末に「新たなる挑戦」の上映が終わると少し売上げが減少したが（依然として、漫画のファンが購入していた）、2022 年 6 月にブルー・ネットでの「新たなる挑戦」の配信が始まると売上げが上向いた。なお、ネゴランド国での販売は、運送費等が安価となることもあって、ブルー・ランドでの販売より利益率が高い。

ブルー・ネットにおける「友情」「新たなる挑戦」の配信が続く限り、2022 年 8 月以降も同様の数値で推移することが確実である。仮に、「新たなる挑戦」の配信が終わると、売り上げは半額となることが確実である。

別添 15

「デザイナー・ゼロー友情」と「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の興行収入
(千米ドル)

友情	全世界 興行収入	ネゴランド 興行収入	アービトリア 興行収入	レッド社・ブルー社 受取利益額
2018年8月	400,000	100,000	200,000	レッド社： 40,000+32,500 ブルー社： 75,000+32,500
2018年9月	280,000	55,000	120,000	
2018年10月	140,000	25,000	60,000	
2018年11月	80,000	15,000	40,000	
2018年12月	50,000	5,000	20,000	
合 計	950,000	200,000	440,000	

新たなる挑戦	全世界 興行収入	ネゴランド 興行収入	アービトリア 興行収入	レッド社・ブルー社 受取利益額
2021年10月	450,000	60,000	220,000	レッド社 24,000+28,500 ブルー社 75,000+28,500
2021年11月	250,000	30,000	140,000	
2021年12月	120,000	20,000	60,000	
2022年1月	50,000	10,000	20,000	
合 計	870,000	120,000	440,000	

* 実際の映画の製作・配給・興行に関する収入の分配や収入から経費を差し引いた利益額の計算方法は多様であるが、本件では、簡便のため、以下のとおりとする。

- ・レッド社はネゴランド国 の興行収入の 20%、ブルー社はネゴランド国を除く興行収入の10%が配給・興行関係の利益となる。
- ・製作関係の利益としては、全世界興行収入の 10%から制作費（3,000 万米ドル）を差し引いた額を折半したものが各社の利益となる。

* 「新たなる挑戦」について、煙草の害について分かりやすく示すことを条件に、アービトリア国の映画審査機関が煙草を持ったままでも、「制限なし」と決定し、サンタが煙草を持ったままであった場合には、興行収入や利益は以下のとおりとなったと推測されている。本件では、以下の推測が正しいものとして、主張すること。

新たなる挑戦	全世界 興行収入	ネゴランド 興行収入	アービトリア 興行収入	レッド社・ブルー社 受取利益額
2021年10月	450,000	100,000	180,000	レッド社
2021年11月	300,000	60,000	120,000	40,000+31,500
2021年12月	130,000	30,000	50,000	ブルー社
2022年1月	50,000	10,000	15,000	73,000+31,500
合 計	930,000	200,000	365,000	

ブルー社スワン氏の証言記録

私は、「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の製作に関するブルー社のチームで、クリエイティブ・コントロールを担当していました。私の仕事は、レッド社から送られてくる構想、脚本、デザイン等を検討して、原作の良さを最大限引き出しながら、全世界での興行成績をベストなものとするように、必要な修正等を求めることです。

私は、レッド社に対して、「主人公「ゼロ」の親友である「サンタ」について、修正をお願いしました。具体的には、原作や現在のキャラクター・デザインでは「サンタ」は煙草を手放さない設定となっています。しかし、アービトリア国では、煙草の健康への害に対する関心が非常に高く、重要なキャラクターが煙草を手放さないようでは、アービトリア国（アービトリア国で上映される全ての映画について、「制限なし」「子どもも視聴制限」（15歳以下の視聴は勧めない）「大人向け」（18歳以下の視聴は勧めない）の3分類を行い、興行の際にもこの分類を明示するよう求めている）は、「大人向け」の分類とすることが確実です。原作の世界観を尊重したいのは当然ですが、「サンタ」の煙草を、禁煙中といった設定で、キャンディに代えて頂きたいと思います。そうすれば、子どもでも楽しめる映画になります。」とお伝えしました。アービトリア国（アービトリア国）の映画審査機関に直接確認していませんが、これまでの審査機関の傾向からすると明らかだと考えていました。

その後、上司からは、直接、審査機関に確認するように指示されました。指示を受けた当日である8月2日、私は審査機関に、基本的にはダメだと理解しているが、原作の作品性を重んじたいので何とかならないかとの問い合わせのメールを送ったのですが、返事がないままでした。そこで、「審査機関にこのような場合でも例外的に何とかならないか問い合わせたが、返事がない」と報告しました。その後、審査機関の責任者が、「煙草をくわえたままでも「制限なし」とすることに問題なかった」と述べていると聞きました。なぜ、そのような方針の変更があったのかは分かりませんが、最近になって、2019年7月頃から、煙草の健康へ害についての注意を何らかの形で（例えば、エンド・クレジット等）観客に分かりやすく行うようにすれば、作品自体を修正する必要まではないといった形で内部的な方針の変更があつたらしいということを知りました。しかし、あくまで内部的な審査方針の変更で、書面等で公表されたことはありません。2019年8月の時点で直接確認していたら、そのような方針変更を知ることができたかもしれません、私はよく分かりません。

*証言は2022年9月1日に行われた。

別添 17

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2022 年 3 月 8 日
ReReRe: 「新たなる挑戦」について

当社は方針変更があったとは知りませんでした。最終的には、貴社も納得してキャンディに変更したのですし、契約では、最終的な決定権は貴社にあったのですから、本件について当社の責任を追及することはできないと考えています。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2022 年 3 月 5 日
ReReRe: 「新たなる挑戦」挑戦について

今回、煙草からキャンディに持ち替えなければ、「新たなる挑戦」でも当社は 7,150 万米ドルの利益を得られたはずです。7,150 万米ドルと実際の利益であった 5,250 万米ドルの差額である 1,900 万米ドルは、貴社が過失によるものです。さらに、キャンディに持ち替えたために、ネゴランド国におけるデザイナー・ゼロの衣料品の収益が半減し、これにより 25 万米ドルの損失を被りました。したがって、これらの額の補償を求めます。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2022 年 2 月 28 日
ReRe: 「新たなる挑戦」について

御連絡有難うございました。

調べてみると、ちょうど、2019 年 7 月頃から審査機関の内部での方針の変更があったようですが、今回のような審査方針の内部的な変更は文書等で公表していません。外部にいるものとしては、ケース・バイ・ケースの審査結果から、そうした審査方針の推移を知るか、直接相談する以外ないのが実情です。

煙草のままでも「制限なし」との分類を得られたかもしれません、「キャンディ」に持ち替えたことで、より健康に優しい映画になったと思います。一部の国では、「キャン

ディ」に持ち替えたことによって原作の作品性が損なわれたとの批判を受けましたが、多くの国ではそのようなことはありませんでした。

今回のことの教訓に、今後は、審査機関とより一層緊密な対話をしていくようにしたいと思います。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2022年2月25日
Re: 「新たなる挑戦」について

先日、当社の責任者のダイアモンドがアービトリア国（アービトリア）の映画審査機関の最高責任者であるノムラ氏と会う機会がありました。その際、ダイアモンドが、審査機関の判断のために「サンタ」の煙草をキャンディに変更せざるを得ず、原作の作品性を崩したとしてとても不評で、ネゴランド国での興行収入が大きな影響を受けたことを説明しました。

そうしたところ、ノムラ氏は、「あの映画は私もみたが、いい映画だった。私自身は、キャンディでも気にならなかったが、たとえ、煙草であったとしても、最後に、クレジットなどで煙草の健康への害に注意を促すような工夫があれば、修正を求めたり、子どもには向かないとの判断をすることはなかったはずである。相談してくれればよかったのに」とのことでした。

別添 18

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2022 年 1 月 25 日
ReRe: ブルー・ランドへの衣料品の納品の件

当社としては、契約に従った衣料品を納品しており、債務不履行はないと考えています。我が国には、強制労働や児童労働を禁止する法令はありますが、国外での生産についてまで適用される法令はなく、また、労働者の基本的な人権の侵害である強制労働や児童労働により生産された商品について顧客からの返品に応じることを義務付ける法令もありません。

また、ブラック社は貴社が紹介した会社です。仮に、今回の商品が契約を満たさないものであったとしても、それは貴社がブラック社を当社に紹介したことによるものです。従って、当社が貴社に対して債務不履行責任を負うことはありません。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2022 年 1 月 20 日
Re: ブルー・ランドへの衣料品の納品の件

先日、貴社がブルー・ランドの「デザイナー・ゼロ」のアトラクションに納品した衣料について、児童労働や強制労働の問題がある業者が製造したものであったことにより、当社はブルー・ランドの一時閉園を余儀なくされました。

ブラック社が人権侵害にあたるような児童労働や強制労働を行っていたことが 2021 年 12 月 21 日に報道されると、翌日から、ブルー・ランドの周辺にデモ隊が押しかけたり、パークに爆発物を仕掛けたとのメールが届くようになりました。当社としては、パークの来園者の安全の確保が最も大切であることから、12 月 23 日からブルー・ランドの臨時閉園を余儀なくさせられました。

1 月 4 日に記者会見を行い、1 月 5 日にはパークの営業を再開できましたが、12 月 23 日から 1 月 4 日に閉園したことにより 1,500 万米ドルの損害が生じました。また、児童労働・強制労働で製作された衣料は持ち続けたくないというお客様については衣料の返品に応じた結果、80 万米ドルの損失を被りました。さらに、このブラック社の問題の影響を受けて、「デザイナー・ゼロ」友情のブルー・ネットにおける視聴数は、2021 年 12 月後半から 1 月初めにかけて半減しました。これにより、当社は 533 万米ドル (200 万視聴 × 2 カ月 × 2

米ドル×2/3) の損失を被りました (本コンペティションでは、千米ドル以下の単位の数字は省略します)。

これらは、貴社が、十分な確認をすることなくブラック社に委託をし、人権問題に問題がある方法で製造された衣料を納品したことによるものです。最初にブラック社を紹介したのは当社ですが、貴社がきちんとした商品を当社に納品するという義務を果たすうえで、ブラック社が信頼できる会社かどうかを確認するのは貴社の責任であることは、いうまでもないことです。

我が国には、企業は我が国の法令や国際人権基準に反するような児童労働や強制労働によって製造された商品を販売してはならず、そうした商品を販売した事業者は顧客の求めに応じて返品に応じなければならないとの法令があります。こうした法令や国際人権基準に反する商品を納品したのは貴社の債務不履行であり、2,113 万米ドルの賠償を求めます。

*注：これらのメールの中で言及されているネゴランド国法、アービトリア国法の内容は正確である。また、今回のブラック社の状況は、国際労働機関（ILO）が公表している ILO Indicators Forced Labor (2012)に照らすと強制労働に該当するものであることは争いがない。ネゴランド国・アービトリア国は、ILO の強制労働条約（第 29 号）(1930 年)、強制労働廃止条約（第 105 号）(1957 年) の締約国である。

別添 19

From: ブルー社

To: レッド社

Date: 2022 年 7 月 10 日

ReReReReReReReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

当社としては、そのような仲裁申立ては仲裁条項に反する仲裁申立てであると思います。申立てがなされた場合には、当該申立てについて仲裁廷には権限がないと争います。当社に権利がないという点や貴社への支払についても同意できません。

From: レッド社

To: ブルー社

Date: 2022 年 7 月 5 日

ReReReReReReReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

交渉による解決の可能性がなく、また、貴社が調停に応じることを拒否している状況で、緊急に差止めを申し立てるためには、仲裁を申し立てる以外ありません。貴社が 7 月 19 日までに調停に応じる旨のお返事を下さらない場合には、7 月 20 日に本件についての仲裁の申立てを行います。仲裁では、ブルー社には「新たなる挑戦」をネット配信したりカードを販売したりする権利がないことの確認を求めるとともに、暫定的な処分としてネット配信とカードの販売の差止めを求めます。また、「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売によってブルー社が得た収益の一部を当社に配分するよう求めます。

From: ブルー社

To: レッド社

Date: 2022 年 7 月 1 日

ReReReReReReReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

まだ 3 か月が経過していないので、調停の話をするのは早いと思います。交渉については対応しますが、調停には応じることはできません。

From: レッド社

To: ブルー社

Date: 2022 年 6 月 30 日

ReReReReReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

いったん、配信もカードの販売もやめたうえでなければ、交渉に応じることはできません。交渉による解決の見込みがないので、調停に移りたいと思います。調停人の選任について話し合いたいと思いますので、日程を調整させてください。

From: ブルー社

To: レッド社

Date: 2022 年 6 月 28 日

ReReReReReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

当社は誠実に交渉に対応していますが、貴社が、すぐに配信・カードの販売を中止する以外の合意内容には応じないということを繰り返しているので、交渉が困難になっています。交渉はあと 1 か月以上残っています。ファンの期待に応えるためにも、もう少し柔軟に考えて頂けないでしょうか。

From: レッド社

To: ブルー社

Date: 2022 年 6 月 25 日

ReReReReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について、6 月 15 日と 20 日に交渉の機会を設けましたが、全く進展がありません。貴社は、「見解の相違である」「当社に非はない」というのみでした。交渉による解決の可能性はないので、調停に移行してはどうでしょうか。

From: ブルー社

To: レッド社

Date: 2022 年 6 月 10 日

ReReReReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

「新たなる挑戦」の紛争解決条項をこのような形にした際に、お書き頂いたような話をしたのは事実ですが、最終的に合意された紛争解決条項はそのような限定をしていません。当社としても不誠実に紛争解決を長引かせるつもりはありません。

交渉については、別途担当者から電話させます。

From: レッド社

To: ブルー社

Date: 2022年6月8日

ReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

交渉することについて承知しました。

なお、この紛争解決条項は、「新たなる挑戦」の共同製作契約を締結するに当たって、映画の製作に関して意見が一致しない場合を念頭に置いて、いきなり仲裁ではなく、話し合いや専門家による調停を経た方がよいだろうということで、このような条項にしたものです。したがって、今回のような差止めの場合を想定したものではなく、時間稼ぎのために用いられることのないようにしなければなりません。

From: ブルー社

To: レッド社

Date: 2022年6月6日

ReReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

当社は、貴社のご見解には同意することはできません。

なお、契約書では、直ちに仲裁を申し立てることはできず、当事者が、3か月間、誠実に交渉を行い、それでも解決しなければ調停人による調停を試みる必要があるとされており、それでも問題が解決しない場合、あるいは、紛争が解決しないままの状態が6か月間経過した場合に限り、仲裁を申し立てることができます。

当社としては、貴社との交渉に応じる用意がありますので、ご連絡ください。

From: レッド社

To: ブルー社

Date: 2022年6月5日

ReReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

契約書に関する貴社の見解に同意することはできません。また、仮に、貴社がフレンズ氏から同意を得ていたとしても、それだけでは足りず、貴社は当社の同意を得る必要があります。したがって、直ちに配信・販売を中止してください。なお、直ちに中止して頂けない場合には、仲裁の申立てをせざるを得ないと考えています。

From: ブルー社
To: レッド社
Date: 2022年6月3日
ReRe: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

当社としては、ご指摘の行為は「友情」「新たなる挑戦」の共同製作の契約書で禁じられているもの、あるいは、貴社の事前の同意がなければ当社が行うことができないものであるとは考えていません。

なお、今回の、「新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信や、カードのブルー・ランドでの販売については、ミンナ・フレンズ氏からの同意を得ています。これらから得た金額の配分については、貴社と話し合いたいと思っています。

From: レッド社
To: ブルー社
Date: 2022年6月2日
Re: 「新たなる挑戦」のネット配信及びカードの販売について

貴社が、「新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信を始めるとともに、ブルー・ランド内で「デザイナー・ゼロ」の名場面のカードの販売を開始したことを知りました。

「友情」「新たなる挑戦」の共同製作の契約では、貴社が当社の同意を得ることなくこうした行為をすることは認められていません。

直ちに、これらの行為を中止してください。

別添 20

1. 新たなる挑戦事件

(当事者の請求)

レッド社の請求：ブルー社はレッド社に対して 1,925 万米ドルを支払え。

ブルー社の答弁：レッド社の請求を棄却するとの仲裁判断を求める。

(争点)

- ① 「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」の共同製作について、ブルー社のレッド社に対する債務不履行があったか。
- ② 仮にブルー社の債務不履行があった場合、ブルー社はレッド社に対して損害賠償する義務を負うか。その場合の賠償額は幾らか。

2. ブルー・ランド事件

(当事者の請求)

ブルー社の請求：レッド社はブルー社に対して 2,113 万米ドルを支払え。

レッド社の答弁：ブルー社の請求を棄却するとの仲裁判断を求める。

(争点)

- ① ブルー・ランドへの衣料品の納品について、レッド社のブルー社に対する債務不履行があったか。
- ② 仮にレッド社の債務不履行があった場合、レッド社はブルー社に対して損害賠償する義務を負うか。その場合の賠償額は幾らか。

3. カード事件

(当事者の請求)

(1) レッド社の請求：ブルー社は「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信及びブルー・ランドにおける「デザイナー・ゼロ」の名場面のカードの販売を行う権利を有しないことの確認を求める。

(2) レッド社の請求：ブルー社は、「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信及びカードの販売により得た収益の一部をレッド社に対して支払え。

(3) レッド社による暫定的措置の申立て：ブルー社による「デザイナー・ゼロー新たなる挑戦」のブルー・ネットでの配信及びブルー・ランドにおける「デザイナー・ゼロ」の名場面のカードの販売の差止を求める。

ブルー社の本案前の答弁：本件については仲裁合意が有効となる前提を欠いており、仲裁廷は仲裁権限を有しないため、仲裁申立ての却下を求める。

仲裁廷が仲裁権限有と判断した場合における本案についてのブルー社の答弁：レッド社の請求を棄却するとの仲裁判断を求める。

（争点）

- ① 仲裁廷はカード事件に関する仲裁権限を有するか。
- ② 仮に仲裁廷がカード事件に関する仲裁権限を有する場合、レッド社による本案の請求（1）及び（2）、並びに、暫定的措置の申立ては認められるか。仮に、本案の請求（2）が認められる場合、レッド社に支払われるべき割合は幾らか（具体的額について検討する必要はない）。